

第1回 デリバティブ、有価証券及び信託受益権

そのう ひろゆき
公認会計士 園生 裕之

1. はじめに

金融商品会計については、企業会計基準委員会より、平成19年8月に国際会計基準審議会と共同で公表された「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）を契機として、平成21年5月29日に「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」が公表され、その後、平成22年8月16日に「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」、平成23年2月25日に「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」が公表されている。一方、国際会計基準審議会では、当初の予定から大幅に遅れながらも、国際会計基準第39号「認識及び測定」を置き換えるプロジェクトが進行し、平成26年7月に国際財務報告基準第9号「金融商品」が完成している。しかし、現在に至っても、我が国の金融商品会計基準を抜本的に見直す動きはない。

このような状況下、我が国においては、現行の金融商品会計基準が当面適用され続けることを前提として、特に誤解されやすい事項、あるいは議論になりやすい事項について、不定期連載にて、解説又は問題提起を試みたい。

なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

本稿では、会計基準等を以下のように略称する。

金融商品会計基準：

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正 平成20年3月10日 企業会計基準委員会）

金融商品実務指針：

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 最終改正 平成23年3月29日 日本公認会計士協会）

2. 金融商品会計基準における金融資産及び金融負債の分類の特徴

金融商品会計基準では、債権、有価証券、金銭の信託、デリバティブ、金銭債務といった金融商品の

種類ごとに会計処理を定めており、金融商品実務指針において、さらに詳細な種類ごとに会計処理が示されている。特に、デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理することとされており（金融商品会計基準第25項）、有価証券については、保有目的等の観点から、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券の4つの分類に従い、それぞれ貸借対照表価額及び評価差額等の処理方法が定められている（金融商品会計基準第15項から第23項参照）。したがって、金融商品会計基準におけるデリバティブ及び有価証券の範囲は重要である。

以下では、デリバティブ及び有価証券の範囲について取り上げ、さらに、形式及び実態により、有価証券として取り扱われる場合もあれば、有価証券として取り扱われない場合もある信託受益権について取り上げる。

3. デリバティブの範囲

金融商品会計基準では、デリバティブを商品名の列挙によって示している（金融商品会計基準第4項）が、企業会計上、デリバティブとして取り扱われるかどうかは、契約の名称によるのではなく、金融商品実務指針第6項に示されている特徴のすべてを有する金融商品であるか否かによって決定される。その特徴とは、次の3つである。

- (1) その権利義務の価値が、特定の数値の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本が固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
- (2) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
- (3) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

このうち、(3) について、「契約条項により純額(差金) 決済を要求若しくは容認している」又は「契約外的手段で純額決済が容易にできる」という状況は容易に想像できる。しかし、「資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異なる状態に置く」という表現は難解である。

資産の受渡しを定めているということは、契約上の金銭の授受が総額で行われるということであることから、「純額決済」という形式が求められているわけではないことは明らかである。この点について、金融商品実務指針第218項には、「金融資産又は現物商品を受け渡す場合であっても、当該金融資産又は現物商品に活発な市場があるため当該市場から購入又は売却することにより引渡人及び受取人を純額決済と実質的に異なる状態に置くものもある。」と記載されている。すなわち、ある商品(デリバティブの基礎商品)を将来の一定日に売却する契約を締結した場合、当該商品に活発な市場があれば、同一日に当該商品を購入することは容易であり、そうすることにより、形式的に2つの取引をそれぞれ総額で決済するとしても、実質的な決済金額は純額となる。また、当該商品そのものの活発な市場がないとしても、当該商品の時価を算定するための基礎数値を市場から入手することができれば、第三者との間で反対売買を行うことは容易である。したがって、「資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異なる状態に置く」は、基礎数値を市場から入手できると言い換えてもよい。為替予約や通貨スワップはその典型である。金融商品実務指針第104項において、取引慣行が成熟していないため内容が定まっていない一部のクレジット・デリバティブ、ウェザー・デリバティブ等で公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって貸借対照表価額とすることとされているが、これらは、企業会計上、デリバティブには該当しないことになる。しかし、基礎数値の入手可能性は、企業により、また、状況により異なると考えられ、例えば、トレーディング目的のクレジット・デリバティブは、企業会計上もデリバティブとして扱うことになることに留意が必要である。

上記の考え方によれば、現物商品の先渡契約で、当該現物商品に活発な市場がある場合、当該先渡契約は、デリバティブの特徴を有することになる。しかし、トレーディング目的以外の将来予測される仕入、売上又は消費を目的として行われる取引で、当初から現物を受け渡すことが明らかなものは除外される。この場合、取引の当初から文書化して当該取引部門の責任者の承認を受けていることが必要である(金融商品実務指針第20項)。

4. 有価証券の範囲

金融商品会計基準における「有価証券」とは、原則として、金融商品取引法に定義する有価証券(第2条第1項における有価証券及び同第2項における有価証券とみなすもの)となる。ただし、例外がある(金融商品会計基準第53項)。

金融商品取引法においては有価証券に該当しないものの、これに類似するもので活発な市場があるものは、有価証券として取り扱われる(例えば、国内CD)(金融商品実務指針第8項)。

また、金融商品取引法においては有価証券に該当するものの、その構成物等に応じて適切な会計処理が異なり、一律に有価証券として取り扱うことが適当でないと考えられる信託受益権(金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するもの)は、有価証券として取り扱われ(金融商品実務指針第8項)。信託受益権については追って5. で述べる。

金融商品会計基準における有価証券に関する規定は、上記の例外を除き、金融商品取引法に定義する有価証券に対して適用することになることから、実務上、いくつか疑問が生じる金融商品が存在する。例えば、以下のようなものである。

まず、金融商品取引法に定義する有価証券に該当しない出資金である。これは、貸借対照表において、金融商品取引法に定義する有価証券に該当する出資金(株式等)と区分して表示されるものである(財務諸表等規則第32条)が、金融商品会計基準及び金融商品実務指針には、会計処理を定めた規定が存在しない。金融商品取引法施行(平成19年9月30日)前においては、例えば、持分会社の社員権がこれに該当した。現在は持分会社の社員権も金融商品取引法上の有価証券となったため、重要なものはないと思われる。いずれにしても、会計処理については、実務上、契約上の権利が株式と同様の性格を持つものであれば、株式に関する会計処理を適用することとなると考えられる。ただし、貸借対照表への表示上は、有価証券とは区分する必要がある、金融商品取引法第2条から明らかでないものについては、当該金融商品の契約上の権利を条文に照らした法令解釈を要することとなる。

次に、新株予約権である。新株予約権は、株式を基礎商品とするコール・オプションであり、基礎商品となる株式が市場で売買されている場合は、デリバティブの特徴をすべて有する。しかし、金融商品取引法に定義する有価証券であるため、基礎商品となる株式に市場価格があるか否かに関わらず、有価証券の会計処理が適用されることとなる(企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(平成19年4月25日 最終改正 平成20年12月26日 企業会計基準委員会) 第7項から第10項

参照)。

この点から、有価証券として取り扱うことが適当でないと考えられるものについても、金融商品取引法に定義する有価証券の形式が整っていることをもって、形式的に有価証券の会計処理が適用されることになるおそれがある。

もっとも、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（平成18年3月30日 最終改正 平成20年3月10日 企業会計基準委員会）は、金融商品取引法に定義する有価証券であっても適用されると解されている。そのため、懸念があるとすれば、上記適用指針によるだけでは、契約内容を財務諸表に適正に表すことができない可能性があるもの、例えば、デリバティブ単独、又は、金融商品以外のものが金融商品取引法に定義する有価証券の形式を整えている場合である。

最後に、任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等（以下「組合等」という。）への出資である。これらは、一定のものを除き、金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる（同項第5号及び第6号参照）。そのようなものは金融商品会計基準からは有価証券に関する会計処理が適用されるように読めるが、金融商品実務指針第132項が優先適用される。そうであれば、金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号

に該当する信託受益権のように、企業会計上、有価証券として扱わないとした方が首尾一貫しているように思われる。

5. 信託受益権

(1) 信託受益権の会計処理の類型

信託に関する企業会計上の取扱いを整理し明らかにしたものと、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成19年8月2日 企業会計基準委員会）（以下「実務対応報告第23号」という。）がある。そこでは、自ら保有する資産の譲渡対価として取得した結果として譲渡した資産の消滅を認識しない場合を含め、金銭の信託か金銭以外の信託か、委託者兼当初受益者が単数か複数かに分けて記載されている。

実務対応報告第23号のうち、信託受益権の会計処理を整理すると、自ら保有する資産の譲渡対価として取得し、譲渡した資産を継続して所有しているかのように会計処理する場合と、それ以外の場合に大きく分けられ、後者の会計処理は以下の3つに分けられる（図表参照）。

- 有価証券としての会計処理
- 信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理（純額法）
- 信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理（総額法）

図表：信託受益権の会計処理（自ら保有する資産を譲渡する対価として取得し、譲渡した資産を継続して所有しているかのように会計処理する場合を除く）

信託の種類	委託者兼当初受益者	区分の規準	会計処理	実務対応報告第23号記載箇所
金銭の信託	単数	信託財産が事業又は信託財産構成物として子会社株式を保有している	総額法（注1）	Q5のA3 脚注17
		上記以外（原則）	純額法	Q1のA
	複数	—	有価証券	Q2のA
金銭以外の信託	単数	受益権が質的に異なるものに分割されており、かつ、受益者が複数又は受益者が多数（多数になると想定されるものを含む）	有価証券（注2）	Q3のA3（2） Q3のA4（2） Q5のA1（2）
		上記以外（原則）	総額法（注1）	Q3のA3（1） Q3のA4（1） Q5のA1（1）
	複数	受益権が各委託者兼当初受益者からの財産に対応する経済的効果を実質的に反映し、かつ、売却後の受益者が多数とはならない	総額法（注1）	Q4のA2（1） Q5のA2
		上記以外	有価証券	Q4のA2（2） Q5のA2

(注1) 重要性に乏しい場合は、純額法によることができる。

(注2) 信託財産が金銭債権のみである場合は、金銭債権として会計処理することも考えられる。

(2) 金融商品取引法上の有価証券との関係

金融商品会計基準第53項及び金融商品実務指針第58項においては、金融商品取引法に定義する有価証券であっても、企業会計上、有価証券として取り扱うことが適当であるとは認められないものについては、有価証券として取り扱わないこととされている。金融商品実務指針第58項において、信託受益権がこれに該当するとされているが、それは、金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するものに限られる。信託受益権には、金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するもの以外にも金融商品取引法に定義する有価証券に該当するものがある。国内法に基づいて発行されるものでは、以下のものが挙げられる。

- 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号）
- 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第12号）
- 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号）
- 信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号）

これらに該当する信託受益権は、実務対応報告第23号に従っても、結論としては、自ら保有する資産の譲渡対価として取得し、譲渡した資産の消滅を認識しない場合（(3) 参照）を除き、有価証券として会計処理することとなる。

(3) 自ら保有する資産の譲渡対価として取得する場合

自ら保有する資産を譲渡する対価として取得する場合は、金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するか否かに関わらず、譲渡した資産を継続して保有しているかのように会計処理しなければならないことがある。それは、譲渡した資産の消滅を認識しない場合又は一部のみ消滅を認識する場合（継続保有する信託受益権を譲渡資産の「残存部分」として扱う場合）であり、譲渡した資産の消滅を認識するか否かは、金融資産であれば、金融商品会計基準及び金融商品実務指針、不動産であれば、会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（平成12年7月31日 日本公認会計士協会）に従って判断することになる。また、委託者兼当初受益者が複数である金銭以外の信託を設定した場合には、当該信託について支配することも重要な影響を及ぼすこともないかどうかにより判断する（実務対応報告第23号Q4のA1参照）。

(4) 信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理

信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うに当たっては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠する必要があると考えられる。信託法第13条において、「信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」とされているが、必ずしも、受託者が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠するとは限らない（実務対応報告第23号Q8のA参照）。

金融商品会計基準等には、金銭の信託（合同運用を除く。）について、信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理（純額法）を行うに当たり、信託財産構成物である金融資産及び金融負債に金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従った評価額を付す旨の記載がある（金融商品会計基準第24項、実務対応報告第23号Q1のA及び金融商品実務指針第98項）。このように、金融資産及び金融負債についてのみ記載されているのは、金融商品会計基準における規定であるためであり、金融資産又は金融負債以外の信託財産構成物についても、また、評価以外に関する事項についても、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して会計処理を行う必要があると考えられる。また、その際、適用する会計方針は、原則として、信託受益権を保有する企業が採用する会計方針と統一すべきであろう。

なお、純額法か総額法かを問わず、信託受益権を保有する企業と当該信託との間の取引は内部取引として消去される（実務対応報告第23号Q5のA3）ことに留意する必要がある。

(5) 純額法と総額法

金融商品会計基準において、「当該信託財産の構成物である金融資産及び金融負債について、本会計基準により付されるべき評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とし」（金融商品会計基準第24項）、金融商品実務指針において、「信託財産構成物は、本報告に従って評価及び会計処理を行ったとした場合の評価額を付し、それらの合計額をもって信託契約に係る貸借対照表価額とする」（金融商品実務指針第98項）と記載されている方法は、信託財産構成物である資産から負債を控除した純資産額を貸借対照表価額とする純額法と解されている。

一方、金融商品実務指針において、「信託財産構成物を受益者が持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行う」（金融商品実務指針第100項（1））と記載されている方法は、信託財産のうち持分割合に相当する部分を受益者の貸借対照表における資産及び負債として計上し、損益計算書についても同様に持分割合に応じて処理する総額法である（実務対応報告第23号Q3のA3（1）及びQ3のA4（1））。

信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を

行う場合に、純額法によるか、総額法によるかは、金銭の信託であるか否かによっているが、必ずしも適正表示の観点からの規準にはなっていない。同様の論点がある組合等への出資の会計処理を原則として純額法とした（金融商品実務指針第132項）理由について、金融商品実務指針第308項では、出資者が単なる資金運用として考えている場合、又は有限責任の特約が付いている場合など、多くの場合は純額法が適切であることを理由としている。その上で、「状況によっては貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法も認められると考える」としている。首尾一貫した会計処理を定め、企業間の

比較可能性を確保するためには、信託受益権、組合等への出資とも、適正表示の観点から、純額法による場合と総額法による場合の規準を定めるべきであるとする。また、総額法は、連結会計基準においては採用されていない比例連結のような会計処理となるため、会計基準設定主体において、連結財務諸表及び個別財務諸表それぞれの意義、並びに、信託及び組合等に関する連結範囲決定規準を検討したうえで、それらと首尾一貫した考え方により、個別財務諸表における会計処理及び表示方法を決定することが適当と考える。

以上

トーマツ メールマガジンのご案内

トーマツグループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジやニュースをWebサイトに掲載するとともに、その更新情報を中心に「トーマツメールマガジン」として無料で配信しています。www.deloitte.com/jp/email-magazinesにアクセスし、トーマツ メールマガジンにご登録くださいますようお願い申し上げます。

トーマツ総合メールマガジン

監査・ファイナンシャル アドバイザリー・コンサルティング・税務の4つの分野のサービスに関連する内容を中心に、それぞれの分野の最新情報やセミナー情報などを配信しています。（毎月発行）

トーマツIFRSメールマガジン

IFRS/国際財務報告基準（国際会計基準）の最新動向、解説記事を定期的に配信しています。また、特に重要なIFRS関連情報が発表されたときには、即時に、当該情報やその解説記事を配信しています。（概ね毎週発行）

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーメールマガジン

M&Aの実務の観点より、新聞や経済誌等とは異なる視点で、財務・会計・経営戦略・業界動向などの話題を中心に、タイムリーかつ実務に即して充実した情報を提供しています。M&Aに関する身近な情報ソースとしてご活用ください。（毎月発行）

コンシューマービジネスメールマガジン

消費財、小売などのコンシューマービジネス業界におけるトピックスを配信します。アジアをはじめとする新興国の市場動向、海外駐在員による現地レポート、業界特有の会計情報、農業ビジネスの動向、アジアの経済動向などを提供します。（原則、毎月発行）

テクノロジー・メディア・テレコム メールマガジン - Discover -

テクノロジー・メディア・通信領域に関する業界動向レポートや関連するサービス紹介、セミナー開催に関する情報を定期的にお届けいたします。是非ご活用ください。（原則、隔月発行）

ライフサイエンス ニュースレター

ライフサイエンス業界における最新トピックを配信します。業界専門コンサルタントが、製薬・医療機器企業が直面する課題や、押さえるべきトレンドなどについて解説します。（原則、隔月発行）

トーマツ チャイナニュース

中国ビジネスを展開している日本企業及び在中国の日系企業向けのニュースレターです。会計税務の専門的な立場より中国の会計税務投資情報についてタイムリーにわかりやすい解説を配信しています。（毎月発行）

ヒューマン キャピタル ニュースレター Initiative

組織・人事に関する国内外の最新動向、解説記事やセミナー情報を、ヒューマンキャピタル（HC）グローバル発行の内容も交えて配信します。企業の「人」「組織」にまつわる課題解決に向けて、是非ご活用ください。（毎月発行）

グロース エンタープライズサービス メールマガジン Next.

「成長企業」の創出に向けて、日本経済再生への戦略的視点を含めた政策提言と、成長企業が取り組むべき経営課題について、グロースエンタープライズサービスのコンサルタントが執筆した記事・インタビュー等を配信しています。（原則、毎月発行）

■お問合せ先 トーマツ メールマガジン事務局 info_magazine_jp@tohmatu.co.jp